

## 第24回 安来市農業委員会議事録

令和4年6月21日 午後2時00分 第24回安来市農業委員会会議を安来市伯太庁舎会議室に招集する。

### 1. 出席委員

1番 横山 芳明君	2番 足立 仁行君	3番 永塚 知芳君	4番 北中 宏一君
5番 木戸 芳己君	6番 杉原 建君	7番 武上 隆雄君	8番 仲佐 久子君
9番 北川 正幸君	10番 安松 智君	11番 新田 里恵君	12番 塩見 秀雄君
13番 板金 悟君	14番 渡邊 克実君	15番 佐々木吉茂君	16番 岡田 一夫君
17番 吉村 正君	18番 齋藤 哲君	19番 渡辺 和則君	

### 2. 欠席委員 なし

### 3. 出席事務局

實重 昌宏君 名原 猛君 二岡 美保君

### 4. 議事案件

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定 令和4年6月21日 1日
日程第 3	議第101号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 4	議第102号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 5	議第103号 安来農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定について
日程第 6	議第104号 農用地利用集積計画の決定について
日程第 7	報第125号 農用地利用配分計画の認可の公告について
日程第 8	報第126号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
日程第 9	報第127号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第 10	報第128号 認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用届出について
日程第 11	報第129号 非農地判断の実施について
日程第 12	議第105号 令和4年度安来市農業委員会最適化活動の目標の設定等(案)について

### 5. 議事

事務局：實重 昌宏君

定刻になりましたので、只今から第24回農業委員会を始めさせていただきたいと思います。本日お手元に配布しております資料は、日程及び申請総括表であります。ご確認をお願いします。委員会の開会にあたりまして、岡田会長のあいさつをお願いいたします。

議長：岡田 一夫君

【あいさつ】

議長：岡田 一夫君

本日の会議について、事務局から報告願います。

事務局：實重 昌宏君

本日の会議ですが、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、定足数に達しておりますので第24回安来市農業委員会会議を開催いたします。

議 長：岡田 一夫君  
欠席委員はどなたですか？

事務局：實重 昌宏君  
ありません。

議 長：岡田 一夫君  
それでは、日程第1 議事録署名委員の指名を議題といたします。議事録署名委員は、委員会会議規則第13条により13番 板金委員、14番 渡邊委員を指名いたします。

議 長：岡田 一夫君  
日程第2 会期の決定 を議題とします。お諮りいたします。今会議は本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

【異議なしの声多数】

議 長：岡田 一夫君  
ご異議なしと認めます。よって会議は本日1日と決定いたしました。

議 長：岡田 一夫君  
日程第3 議第101号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とします。

議 長：岡田 一夫君  
事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君  
2ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第10条の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。続いて3ページから4ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、6件で、すべて「所有権移転」に関する案件です。案件の詳細につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。1番は、耕作便利による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項各号の規定に関する、全部効率利用要件、農作業従事状況要件、下限面積につきまして、許可基準を満たしています。通作距離 徒歩1分、農機具は、管理機1台、軽トラック1台を所有しています。労働力は本人と妻の2名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、譲受人からの希望により非公開です。2番は、経営拡大による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に關しての要件は満たしています。当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離 約1.5km、農機具は、トラクター1台を所有しています。労働力は本人と妻2名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、■■■■です。3番は、経営拡大による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に關しての要件は満たしています。当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離 約1.5km、所有者の住所は現在東京都であります。年の半分は実家の広瀬町布部で農作業を行っております。農機具は、トラクター1台、耕運機2台、乾燥機1台、自走式草刈機2台を所有しています。労働力は本人1名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、■■■■です。4番は、受贈による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に關しての要件は満たしています。当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離 約150m、農機具は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台を所有しています。労働力は本人と息子の2名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、■■■■です。5番は、受贈による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の

規定に関しての要件は満たしています。当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離 約1 km圏内、農機具は、軽トラック1台、管理機1台、その他の農機具が必要な作業は、作業受託で対応するとのこと。労働力は本人と妻、長男、次男の4名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、■■■■です。6番は、耕作便利による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関しての要件は満たしています。当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離 徒歩1分、農機具は、トラクター1台、共同トラクター4台、耕運機1台、共同田植機2台を所有しています。労働力は本人、妻、長女の夫計3名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、■■■■です。以上です。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。地元委員からの説明を求めます。1番の案件について 11番 新田委員 お願いします。

11番 新田 里恵君

11番 新田です。1番案件の説明をさせていただきます。譲受人の要望で、耕作便利という事で、譲受人の屋敷続きに農地がありまして、これを譲り受けて自家用野菜を作りたいという事でしたので、よろしくお願ひいたします。

議長：岡田 一夫君

続いて、2番から4番の案件について 9番 北川委員 お願いします。

9番 北川 正幸君

9番 北川です。2番案件について報告します。この農地は近年まで近くの農家の方が耕作されておりましたが、最近、耕作をやめたという事で、誰か作ってくれる人がおられないかという事で、譲渡人が探しておられました。たまたま同級生である譲受人に相談されましたら、作るという事で、そういう話し合いが出来ましたので、今回の話になっております。近隣に影響を与えることはないと思いますので、よろしくお願ひします。それから3番案件ですけれども、この譲受人も同級生で、2番案件の譲受人と親戚関係でありまして、2人で協力し合って作って行くと聞いておりますので、近隣に与える影響はないと考えますので、よろしくお願ひします。それから4番案件ですけれども、この譲渡人の田んぼを譲受人がずっと耕作しておりまして、この度の申請によりまして、譲り受けて耕作したいという事で、近隣に与える影響はないと思いますので審議のほどよろしくお願ひします。以上です。

議長：岡田 一夫君

続いて、5番の案件について 2番 足立委員 お願いします。

2番 足立 仁行君

2番 足立です。5番案件について説明させていただきます。今回10筆が受贈となっておりますけれども、その内の4件が、33ページを見ていただくと、これの3番案件が貸借権終了となっております。これを参考に戻っていただいて、その合計10筆を息子さんに譲るという事です。申請人は高齢のため、農業出来ないという事で息子さんに譲られます。ですからそのままの形で息子さんが耕作されます。以上です。

議長：岡田 一夫君

続いて、6番の案件について 17番 吉村委員 お願いします。

17番 吉村 正君

17番 吉村です。6番案件でございますが、申請の土地ですけれども譲受人の宅地に面した、接したところがありまして耕作便利という事で、譲渡人との話がついたという事で、周囲は宅地に囲まれていますので、周囲の農地に与える影響はないという事でお願いしたいと思っております。以上です。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

2番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

3番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

4番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

5番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

6番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

日程第4 議第102号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題とします。

議長：岡田 一夫君

事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

5ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第57条の4の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。6ページに案件の内容、7ページから8ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第5条の許可申請は、2件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。1番は、農地の区分は、土地改良法第2条第2項に規定する事業で、土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であることから、第1種農地と判断します。今回の申請地に関する土地改良事業とは、昭和60年度に完了した「団体営上島田地区ほ場整備事業」のことで、転用目的は、個人住宅で権利の種類は所有権の移転です。本件はすでに宅地造成をしており追認案件となります。申請書には顛末書が添付されております。譲受人と譲渡人は親子であり、譲受人は妻と子3人の5人家族で既存の住宅が手狭になったため、平成29年に住宅の建築を計画しました。その後、農振除外の手続きをし、平成29年8月1日に除外が認められましたが、転勤となり計画は中断しました。このたび地元に住所を移転し、中断していた住宅の建築を始めましたが、手続きが完了している思い、誤って土を搬入してしまいました。途中で農地転用の手続きが必要であることが判明し、今回の申請に至りました。申請者については過去に違反転用はなく、悪質性はないと考えます。住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、農地法施行規則第33条第4号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の対価は、■■■■です。2番は、農地の区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地と判断します。転用の目的は、進入路で権利の種類は賃借権の設定です。期間は25年間です。新規就農者受け入れに意欲的な■■■■■■■■■■において、新規就農者を受け入れるためワークショップ等を実施し、集落ビジョンを作成しました。年次的に就農者を受け入れ、定住に結びつけることを位置づけたため、安来市が取り組む新規就農者支援策の就農定住パッケージ事業を活用し、農家住宅を建築する予定であり、それに伴い住宅建築予定地進入路を整備するものです。これは、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、農地法施行規則第33条第4号

に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の対価は、公表されていません。以上です。

議 長：岡田 一夫君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について 10番 安松委員 お願いします。

10番 安松 智君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議 長：岡田 一夫君

2番の案件について 18番 齋藤委員 お願いします。

18番 齋藤 哲君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議 長：岡田 一夫君

次に、現地調査報告を2班7番 武上委員 お願いします。

7番 武上 隆雄君

7番 武上でございます。今月の調査班は2班でございます。昨日、6月20日、1時30分より201会議室において、永塚委員、仲佐委員、塩見委員、渡邊克実委員、渡辺和則委員と私、武上与事務局より實重局長、名原係長同席の上、名原係長より説明を受けた後、現地に移動いたしました。先ほど事務局より案件の内容の説明がありました。重複することもあるかと思いますが説明いたします。まず、1番案件につきましては、地元委員の安松委員の説明を現場で受けました。この案件は個人住宅の申請であります。先ほど説明があったように追認案件でございます。顛末書が添付されております。また隣地農地同意書、取水・排水の同意書も添付されております。用排水の処理方法は合併浄化槽、溜枡を設置し、既設の水路に流入するという事です。周辺農地に影響を与えることはないと考え、調査班としては許可妥当と判断いたしました。委員の皆さまのご審議のほどよろしく願いいたします。次に2番案件でございます。地元委員の齋藤委員より説明を受けました。この案件は進入路の申請でございます。就農者定住促進賃貸住宅進入路等の整備であります。農地転用事業計画書、土地利用計画書も付いており、また隣地農地、取水・排水の同意書も添付されております。他の農地に影響を与えることはないと考え、調査班として許可妥当と判断いたしました。委員の皆さまのご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長：岡田 一夫君

地元委員から補足がありましたら説明をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

説明が終わりました。1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

次に、2番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

日程第5 議第103号 安来農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定について を議題とします。

議長：岡田 一夫君

事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

9ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり決定依頼がありましたので、これに対する審議を求めるものです。安来農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定については、別紙資料1ということでお手元にお配りしておりますのでご覧ください。市から意見を求められたのは、除外13件で、うち安来地域10件、広瀬地域3件です。詳細につきましては、農林振興課から説明があります。以上です。

農林振興課：清水 仁志君

農林振興課の清水です。よろしくをお願いします。今回農用地区域から除外予定の面積は14,222.00㎡で、工場事務所等用地、公用公共用施設用地、一般住宅、農家住宅、その他の用途の13件です。編入予定の面積は15,847.00㎡で、土地改良等事業計画地区、未編入農用地の編入の4件になります。資料の1ページに全体面積、2～3ページに変更理由別面積を掲載しております。除外のうち、携帯電話基地局の公用公共用施設用地の案件を除いた、8件14,122.00㎡が農地転用許可を要する事業計画となります。該当地の土地調書は5～7ページ、広域の位置図は11ページです。それでは個別の案件についてご説明いたします。始めに整理番号3、6、8、12、13の携帯電話基地局および付帯設備用地については、電気通信事業法に基づく認定電気通信事業者が設置する通信のための無線基地局であり、農地転用許可不要となります。電波状況やそのカバーエリアを勘案すると、申出地以外に代替すべき土地はありません。いずれも農地の末端部分であり、農地の集団化、農作業の効率化等への影響はありません。続いて整理番号1、島田町の農家住宅、面積657.00㎡の案件について、資料を12～15ページに掲載しております。申出者は今回の申出地から北に200mほどの傾斜地に位置する住宅に居住していますが、かねてから土砂災害特別警戒区域に指定されており、住宅の老朽化も相まって安全面に懸念がありました。そこでこの度、警戒区域外での住宅建築を計画しました。周辺に利用可能な宅地等がなかったことから、やむなく自己所有農地である申出地が選定されたものです。市道に面した農地の一部であり、農地の集団化、農作業の効率化等への影響はありません。続いて整理番号2、島田町の住宅進入路、面積35.00㎡の案件について、資料を16～18ページに掲載しております。申出者は申出地北側にある宅地に住宅建築を計画中ですが、南側市道から宅地までの既存進入路の有効幅員が狭く、車両の通行に支障を来す状態にありました。そこで既存進入路に隣接する申出地から幅約1.5m分の用地を譲り受け、合せて4m幅員の進入路を確保することを計画しました。進入路として拡張できる土地は申出地以外になく、やむなく選定されたものです。宅地に囲まれた農地の一部であり、農地の集団化、農作業の効率化等への影響はありません。続いて整理番号4、宇賀荘町の残土置場、

面積 2,716.00 m<sup>2</sup>の案件について、資料を 23～25 ページに掲載しております。申出者は土木工事業者であり、平成 13 年当時、安来市内及び伯太町内における土木工事業者の受注が増加し残土等の置場が不足したため、隣接雑種地と一体利用する形で申出地を残土置場及び土建資材置場として 20 年あまり使用してきたという追認案件になります。当初事業所敷地周辺でも候補地を検討しましたが、事業所敷地には余剰地がなく、周辺に隣接同意を得られる土地もなかったことから、やむなく谷部にある申出地が選定されました。山林と雑種地に囲まれた谷あいの農地であり、農地の集団化、農作業の効率化等への影響はありません。続いて整理番号 5、沢町の一般住宅、面積 492.00 m<sup>2</sup>の案件について、資料を 26～28 ページに掲載しております。申出者は妻と 2 人で市外アパートに住んでいますが、子の誕生を控え、住まいが手狭になることから戸建て住宅の建築を計画しました。今後高齢化する両親の支援も見据えて実家周辺で候補地を検討したところ、実家敷地には余剰地がなく、市道に面しており所有者の了承が得られた申出地がやむなく選定されました。市道に面した宅地続きの農地であり、農地の集団化、農作業の効率化等への影響はありません。続いて整理番号 7、大塚町の太陽光発電施設、面積 5,476.00 m<sup>2</sup>の案件について、資料を 33～35 ページに掲載しております。申出者は大塚町地内で太陽光発電事業を行っている発電事業者で、この度既存設備と集団的に管理できる形での太陽光発電設備の増設を計画しました。既存施設周辺かつ日照量が見込め、同意が得られた土地が申出地しかなく、やむなく選定されました。山林、宅地に囲まれた農地であり、農地の集団化、農作業の効率化等への影響はありません。続いて整理番号 9、下坂田町の駐車場・資材置場、面積 356.00 m<sup>2</sup>の案件について、資料を 40～43 ページに掲載しております。申出者は申出地東隣りに事業所を構える土木工事・運送業者です。従来よりトラック及び来客用駐車場が不足していたことに加え、業務拡大により新たに大型トラックを 2 台増台予定であることから、駐車場や資材置場の確保のため敷地拡張を計画しました。既存敷地には余剰地がなく、周辺に利用可能な宅地等もなかったことから、やむなく隣接農地である申出地が選定されました。市道に面した農地の一部であり、農地の集団化、農作業の効率化等への影響はありません。続いて整理番号 10、今津町の漁業用施設用地、面積 1,159.00 m<sup>2</sup>の案件について、資料を 44～46 ページに掲載しております。申出者は論田港に漁船を保有する漁業者ですが、台風の時期及びシーズンオフ時の管理のため、自宅近くに漁業用倉庫を建築することを計画しました。自宅敷地には余剰地がなく、周辺に利用可能な宅地等もなかったことから、やむなく農地である申出地が選定されました。市道に面し雑種地に囲まれた農地であり、農地の集団化、農作業の効率化等への影響はありません。続いて整理番号 11、広瀬町菅原の太陽光発電施設、面積 3,231.00 m<sup>2</sup>の案件について、資料を 47～50 ページに掲載しております。申出者は広瀬町菅原地内で太陽光発電事業を行っている発電事業者で、この度既存設備と集団的に管理できる形での太陽光発電設備の増設を計画しました。既存施設周辺かつ日照量が見込め、同意が得られた土地が申出地しかなく、やむなく選定されました。県道と飯梨川に囲まれた広がりのない農地であり、農地の集団化、農作業の効率化等への影響はありません。続いて整理番号 14 および 15、伯太町上小竹の編入、面積 8,510.00 m<sup>2</sup>について、資料を 59～63 ページに掲載しております。将来にわたって農地利用し、中山間直払の協定農地とするため、未編入農用地を編入するものです。続いて整理番号 16 および 17、広瀬町上山佐の編入、面積 7,337.00 m<sup>2</sup>について、資料を 64～67 ページに掲載しております。現在同地区では中山間地域農業農村総合整備事業による圃場区画整理が計画されており、事業計画区域内の未編入農用地をこのたび編入するものです。以上、13 件の除外、4 件の編入についてご説明いたしました。ご審議のほど宜しくお願いいたします。

議 長：岡田 一夫君

この案件につきましては、事前に農地対策委員会を開催し、現地調査をしておりますので、5 番 木委員長の報告をお願いします。

5 番 木戸 芳己君

5 番 木戸でございます。6 月 3 日、伯太庁舎 201 会議室において、農地対策委員会、岡田会長、



渡辺和則委員、齋藤委員、吉村委員、板金委員、杉原委員、北中委員、木戸、事務局から實重局長、名原係長、農林振興課から清水職員が出席し、1時半から現場へ向かいました。清水職員から現場でその都度、説明を受け、整理番号1番、2番、4番、5番、7番、9番、10番、11番の計8件を現場で確認し、承認いたしました。以上です。

議 長：岡田 一夫君

只今、説明並びに報告がありました。質問のある方はご発言をお願いします。ないようですので、ここで意見を取りまとめたいと思います。事務局から意見について提案願います。

事務局：實重 昌宏君

先ほど木戸農地対策委員長よりご報告がありました。農地対策委員会の皆様は同意ということでございましたので、農業委員会の意見としては、都市計画法等の関係法令を遵守し、整合性を図ることの意見を付した方が適当ではないかと考えます。よろしくをお願いします。

議 長：岡田 一夫君

只今、事務局から提案がありました。他に何かご意見はありませんか。

議 長：岡田 一夫君

それでは、質疑がないようですのでこの案件について事務局提案のとおり意見を付すことについて、賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については意見を付して市長に報告することにします。

議 長：岡田 一夫君

日程第6 議第104号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。

議 長：岡田 一夫君

事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

11ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり決定依頼がありましたので農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により審議をを求めるものです。計画要請につきましては、14ページ下段の表の「利用集積計画件数、面積」の欄をご覧ください。今月は、賃借権86件、面積70,484㎡、使用貸借権5件、4,044㎡、全体で91件、総面積が74,528㎡となっています。詳細につきましては、農林振興課から説明があります。以上です。

農林振興課：井上 幸雄君

失礼いたします。農林振興課の井上です。私の方からは今月の利用集積計画についてご説明させていただきたいと思います。詳細は15ページからになります。今月の利用集積計画ですが、1番については、しまね農業振興公社が所有する中海干拓農地の利用権設定、2番から4番につきましては農地所有適格法人以外の法人の利用集積となります。また、5番から22番は農地中間管理機構の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業により農地の中間管理権の更新を設定するものでございます。こちらにつきましては、平成29年に中間管理権を設定した当時は相続人を特定し、過半の方から同意を得たものの利用権の設定期間の上限が5年間でした。また、機構集積協力金の交付要件が農地バンクに対し、すべての農地を10年間以上貸し付ける必要があるため、今回5年を超えて更新するもの

となっております。なお、平成30年11月に農業経営基盤強化促進法の改正により、相続人を特定し、過半の方から同意を得たものの利用権設定の上限期間は20年間となっております。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長：岡田 一夫君

説明が終わりました。それでは質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

日程第7 報第125号 農用地利用配分計画の認可の公告について を議題とします。

議 長：岡田 一夫君

事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

23ページをご覧ください。このことについて、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定により公告されたので報告するものです。24ページから27ページに農用地利用配分計画の認可の公告の内容をつけていますのでご覧ください。農地中間管理事業によりしまね農業振興公社に利用権が設定された農地1筆が、このたび、法人に賃借権の設定を受けた旨が公告されました。認可年月日は令和4年5月16日となっております。以上です。

議 長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：岡田 一夫君

日程第8 報第126号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について を議題とします。

議 長：岡田 一夫君

事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

28ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第21条の規定による届出書の提出がありましたので報告するものです。29ページから31ページに届出内容を載せていますのでご覧ください。今月の届出については、3件で、全て相続です。以上です。

議 長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：岡田 一夫君

日程第9 報第127号 農地法第18条第6項の規定による通知について を議題とします。

議長：岡田 一夫君  
事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君  
32ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書の提出がありましたので報告するものです。33ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第18条の規定による解約については、4件で、農業経営基盤強化促進法による賃貸借の解約です。以上です。

議長：岡田 一夫君  
この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君  
日程第10 報第128号 認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用届出について を議題とします。

議長：岡田 一夫君  
事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君  
34ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第53条の規定による届出書の提出がありましたので報告するものです。35ページに届出内容を載せていますのでご覧ください。今月の届出は1件で、楽天モバイルによる携帯電話無線基地局の設置1件です。以上です。

議長：岡田 一夫君  
この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君  
日程第11 報第129号 非農地判断の実施について を議題とします。

議長：岡田 一夫君  
事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君  
36ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり非農地判断を実施したので報告するものです。37ページから38ページに非農地判断を実施した農地の一覧を掲載していますのでご覧ください。農地利用状況調査により荒廃しているとされた農地のうち、山中若しくは山沿いにある農地から200筆を抽出し、令和4年4月28日に農地対策委員会において確認しました。その結果、農地利用状況調査により荒廃しているとされた農地196筆、面積92,533.50㎡をこのたび、非農地と判断しました。今回、非農地と判断した農地については、当該農地の所有者、相続未登記の場合は、固定資産税の納税義務者へ「非農地判断のお知らせ」を送付します。並行して、関係機関である島根県、安来市農林振興課、税務課、土地改良区及び松江地方法務局へ一覧表及び写真などを送付します。送付は、6月中を予定しています。以上です。

議長：岡田 一夫君  
この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：岡田 一夫君

日程第12 議第105号 令和4年度安来市農業委員会最適化活動の目標の設定等（案）についてを議題とします。

議 長：岡田 一夫君

事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

39ページをご覧ください。このことについて、令和4年度の安来市農業委員会最適化活動の目標の設定等（案）の審議を求めるものです。40ページから42ページにかけて審議をしていただく内容を載せています。ここで1点訂正がございます。42ページの、「2. 最適化活動の活動目標」の「(2) 活動強化月間の設定目標」の「設定回数」について1回としておりましたが、3回に訂正をお願いします。これは、先週6月15日に、国から「設定回数は、月数を計上する」という説明があったためです。よろしくお願いいたします。説明しました議題は農業委員会等に関する法律第37条の規定により公表することとなっています。ここで議決されますと、7月にホームページで公表する予定です。以上です。

議 長：岡田 一夫君

説明が終わりました。それでは質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

本日の議案の審議は全て終わりました。以上で第24回安来市農業委員会会議を閉会します。

(午後 3時00分)